

地方公共団体情報システムの標準化に関する意見書

令和3年9月に制定した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、養父市においても国が整備するガバメントクラウド上で提供される標準準拠システムへの移行に向けて整備を進めている。

国は標準化対象事務に関するシステムの運用経費等について「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すとされているが、全国的な技術者不足と人件費が高騰していることに加え、ガバメントクラウド利用料が為替によって左右される性質があることなどから、多くの地方公共団体が従前より運用経費等が増えると見込んでいる。

養父市においては自治体クラウドに取り組んでいたこともあり、移行前と比較して3倍以上となる運用経費の増嵩が見込まれており、自主財源比率が低く財政力の乏しい地方部の小規模自治体においては、将来的な財政運営に大きな影響を及ぼすことが明白であり、住民サービスの縮小や支障が危惧される。

国においては、地方公共団体情報システムの標準化の推進において下記の事項を実施するよう求める。

記

- 1 従前のシステムと比較して、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへ移行したことにより増加する運用経費について、全額国庫負担による財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月1日

兵庫県養父市議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

デジタル大臣 様

財務大臣 様

文部科学大臣 様

内閣府特命担当大臣（規制改革、サイバー安全保障 担当）様

内閣府特命担当大臣（地方創生 担当）様